

鹿児島県道路啓開等協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「鹿児島県道路啓開等協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大規模地震発生時における救命・救助活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するため、作業体制の充実や関係団体等との協力関係の構築など連携強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開計画の策定、連絡調整、訓練等に関する事。
- (2) 災害時の官民の情報共有(連絡体制、資機材等の確保)に関する事。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長及び副会長を置くものとし、会長は鹿児島県土木部長を、副会長は鹿児島国道事務所長及び大隅河川国道事務所長をもって充てる。
- 3 協議会は会長が招集する。また、議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長は、第1項によるもののほか、必要に応じて別紙の職にある者以外の者(関係機関や学識経験者等)の出席を求めることができる。
- 6 地域毎に策定する道路啓開の実施に関する事項は、別途定めるものとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、鹿児島県土木部道路維持課に置く。

(規約の改正)

第6条 この規約は、必要に応じて改正でき、委員の承認をもって適用される。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って定める。

(付則)

この規約は、令和6年12月25日から施行する。

この規約は、令和7年3月24日から施行する。

鹿児島県道路啓開等協議会委員

役職	所属	職
会 長	鹿児島県	土木部長
副会長	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所	事務所長
副会長	国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	事務所長
委員	鹿児島県	土木部 道路維持課長
委員	西日本高速道路（株）九州支社 鹿児島高速道路事務所	事務所長
委員	鹿児島県道路公社	常務理事兼道路部長
委員	鹿児島県警察本部	交通部 交通規制課長
委員	鹿児島県	危機管理防災局 災害対策課長
委員	鹿児島県	土木部 港湾空港課長
委員	陸上自衛隊	第 1 2 普通科連隊第 3 科長
委員	海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部 第 3 幕僚室長
委員	航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部	運用課長
委員	航空自衛隊南西航空方面隊司令部防衛部	運用課長
委員	N T T 西日本 鹿児島支店	災害対策担当課長
委員	九州電力送配電 鹿児島支社	副支社長
委員	（一社）鹿児島県建設業協会	専務理事
委員	鹿児島県舗装協会	技術改善委員会委員長
委員	（公社）鹿児島県測量設計業協会	副会長
委員	（一社）日本自動車連盟 鹿児島支部	隊長
委員	（一社）九州レッカー事業協力会	専務理事
委員	（株）N T T ドコモ九州支社 災害対策室	災害対策担当課長
委員	ソフトバンク（株）九州ネットワーク 技術部 技術推進課	技術推進課長
委員	K D D I （株）九州総支社管理部	部長
委員	楽天モバイル（株）BCP 管理本部 BCP 運用部 災害対応支援課 九州/沖縄 BCP リエゾングループ	グループリーダー
	オブザーバー	
	海上自衛隊鹿屋航空基地隊	

【事務局】

所属
鹿児島県 土木部道路維持課